

**令和2年第2回東洋町議会定例会会議録**

**(第 2 号)**

令和2年6月25日(木)

**東洋町議会**

余 白

# 令和2年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和2年6月25日(木) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君  
2番 高畠 俊彦 君 3番 小松 熙 君  
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君  
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

欠席議員 (1名) 7番 田島 毅三夫 君  
(地方自治法第135条の規定による出席停止)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	生松 克祐 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	近藤 真人 君
住民課長	小池 昭平 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡 いずみ 君
代表監査委員	弘田 賀帆 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	築地 仲音
事務局書記	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 高畠 俊彦 君 3番 小松 熙 君

## 令和2年第2回東洋町議会定例会議事日程

### (第 2 号)

令和2年6月25日(木) 午前9時開議

- [日程第1] 議案第28号 東洋町税条例の一部を改正することについて
- [日程第2] 議案第29号 東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- [日程第3] 議案第30号 東洋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第31号 東洋町青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の廃止について
- [日程第5] 議案第32号 東洋町体験交流施設設置及び管理条例を定めることについて
- [日程第6] 議案第33号 令和2年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第7] 議案第34号 令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第8] 議案第35号 令和2年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第9] 閉会中の継続審査・調査の申し出  
(1)総務教育民生常任委員会  
(2)産業建設常任委員会  
(3)議会運営委員会

**〔日程第10〕**

**一般質問**

**〔追加日程第1〕 発議第1号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議  
について(出席停止)**

**〔追加日程第2〕 発議第2号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議  
について(継続審査)**



議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

みなさん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、皆さまにマスクの着用と、手のアルコール消毒をお願いをしております。

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

発言者のマスク着用については、本人に任せることとします。

発言者以外のマスク着用については、十分気を付けてください。

先日、令和2年6月19日に開催した第2回東洋町議会定例会1日目において、冒頭から30分間、IP告知端末から議会放送が流れず、町長の行政報告並びに提案理由の説明を住民の皆さまにお届けすることができませんでした。

このことをご報告するとともに、大変ご迷惑をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

これより、令和2年第2回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9時00分)

(議席より、議長の発言あり)

2番、高畠俊彦君。何でしょうか。

2 番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>あのですね、田島議員の一般質問が、あまりにも酷いので、みんなと協議したいと思いますので、30分間の休憩動議を提出いたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>諸般の報告が終わってから、取り上げますので、すみませんが。</p>
2 番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、条例5件、補正予算3件、閉会中の継続審査、調査の申出1件の計9件、それと一般質問であります。</p> <p>日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>7番、田島毅三夫君から通告のありました一般質問について、6月23日、議会運営委員会を開催し、その結果に基づいて、一番は、前文の3行を消去して質問するのであれば、質問として認める。</p> <p>二番、三番、十番の3件については、一般質問として認めないものとし、議長権限により削除しております。</p> <p>ただいま、高島議員から、休憩動議が出されました。</p> <p>高島議員、もう一度自席から簡潔に説明をしてください。</p>
2 番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p>



議長

この間、議会運営委員会を開いて検討させていただきました。  
その中で、田島議員の一般質問があまりにも酷いので、もう一度みんなと協議したいと思いますので、30分間の休憩をよろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

ただいま、2番、高島俊彦君から、30分間の休憩動議が提出されました。

(議席より、議長の発言あり)

この動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者が必要です。

賛成者の挙手を求めます。

挙手6名であります。

(議席より、議長、議長の発言あり)

今、やっておりますので。

ただいまの、2番、高島俊彦君からの30分間の休憩動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

休憩の動議を議題として、採決します。

この動議に賛成の諸君の挙手を願います。

挙手6名であります。

よって、30分間の休憩動議は可決されました。

7 番議員	<p>ここで、30分間の休憩に入ります。</p> <p>休憩に入る前に、田島さん、何でしょうか。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今、冒頭で、今言う、議長報告として、この、ありましたね。</p> <p>1番、2番、3番、10番についての削除を要求するというこ とで決定したということが出ましたね。</p> <p>これは今、議場でそういう決定が出ておきながら、また再度と いうことは、どういうことですか。</p> <p>納得いきません。なんでその時にこやって徹底しなかったんで すか。通告は出してあるんですから。おかしいです、これは。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>休憩動議やいうのは、議場じゃないと出せないでしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いやいや、そうじゃなくて、今言う、ちゃんともう、ほら通告 を出して、その通告書を見て、こういう決定を受けているわけ すからね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、通告があまりに酷いので、議運で削除という形をとっ て、一般の市民にそういうのを見せるというのは良くないとい うことで、取りましたんで。</p> <p>ほんでその後に、議運のメンバーの皆さんが考えて、そうい うのが出てきましたんで。以上です。</p>

<p>2 番議員</p>	<p>それでは、再開は、9時35分であります。  (休憩時間：9時06分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。  (再開時間：9時35分)  (議席より、議長の発言あり)</p> <p>2番、高島俊彦君、なんでしょうか。</p> <p>(高島 俊彦議員)</p> <p>東洋町議会田島毅三夫君に対する懲罰動議を提出したいと思  います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>一旦休憩します。  10分間の休憩です。  (休憩時間：9時35分)</p> <p>再開します。  (再開時間：9時45分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。  (再開時間：9時45分)</p> <p>ただいま、2番、高島俊彦君から、地方自治法第134条第1  項の規定によって、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動  議案が提出されました。</p> <p>この動議は、地方自治法第135条第2項及び会議規則第11  0条第1項により、所定の賛成者がおりますので、成立をしてい  ます。</p>

ただいま、お手元に配布したとおり、発議第 1 号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議についてを、日程に追加し、追加日程第 1 として、ただちに議題とすることについて、採決します。

発議第 1 号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、ただちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手 6 名であります。

よって、発議第 1 号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、ただちに議題とすることは、可決されました。

ここで、休憩に入ります。5 分間です。

再開は 5 5 分であります。

(休憩時間：9 時 4 6 分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：9 時 5 5 分)

これより、追加日程第 1、発議第 1 号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議についてを議題とします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、7 番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(田島議員 退場)

令和元年 1 1 月 2 8 日、議員全員協議会で決定した、申し合わせ事項のとおり、提出者からの説明ののち、文書による一身上の弁明の申し出があれば議会で諮り、弁明の許可を決定する。提出者に対する質疑を行う。

<p>2 番議員</p>	<p>なお、弁明については、20分間の制限時間を設ける。          以上のおりであります。          提出者の説明を求めます。          2 番、高島俊彦君。</p> <p>(高島 俊彦議員)</p> <p>それでは、田島議員への懲罰動議の提出理由を説明いたします。</p> <p>東洋町議会議員田島毅三夫君は、本会議の一般質問の通告において、過去に裁判で決着し、議会において懲罰を受けた件などを再質問することは、田島議員自身を正当化するものであります。</p> <p>このことは、議会及び委員会を冒瀆するものであり、議会会議規則第102条、品位の尊重に抵触すると思われる行為であります。</p> <p>これまでも、懲罰を科されたにもかかわらず、議会に臨む態度の改善は、全く見受けられないことは明らかであります。</p> <p>よって、規律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするため、田島毅三夫議員へ懲罰が必要であると考え、賛成議員とともに、田島毅三夫議員の懲罰動議を提出するものであります。</p> <p>終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>7 番、田島毅三夫君から、本件について、一身上の弁明の申し出がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p>

6 番議員	<p>これを許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、ちょっとかまいませんかの発言あり)</p> <p>はい。</p> <p>(今宮 裕明議員)</p> <p>議長、これは、一身上の弁明は結構ですが、これはどうなんですか。これは議場をするのですか、それとも委員会の中をするのか、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あくまでもここは議場であることを、</p>
6 番議員	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>前提と。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>うん、弁明を議場であることを、異議がないですかということ を言いよんであります。</p>
6 番議員	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>異議を、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>異議があるんやったら異議がある言うてください、諮りますの</p>

<p>6 番議員</p>	<p>で。</p> <p>(今宮 裕明議員)</p> <p>異議があります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>異議ありとの声がありました。</p> <p>7 番、田島毅三夫君からの、一身上の弁明の申し出について、異議のある方がいます。</p> <p>異議の申し立ては、東洋町議会会議規則第 8 7 条の規定により、2 人以上の賛成が必要とします。</p> <p>したがって、異議のある方の起立を求めます。</p> <p>起立全員であります。</p> <p>2 人以上の起立がありましたので、異議の申し立ては成立しました。</p> <p>ちょっと、小休します。</p> <p>再開します。</p> <p>よって 7 番、田島毅三夫君の一身上の弁明の申し出を許可することは、否決されました。</p> <p>これより、発議第 1 号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案について、質疑を行います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>ここで、お諮りいたします。</p>

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6名の委員で構成する、懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して審査することに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時、休憩します。

(休憩時間：10時03分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時06分)

お諮りいたします。

ただいま設置されました、懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております委員案の名簿のとおり、2番、高畠俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、8番、福島登君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に、正



副委員長の互選を行ってください。

場所は、役場2階の議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長の互選をすることになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、議長に提出してください。

ここで、15分間の休憩をします。

再開は、10時20分です。

(休憩時間：10時08分)

再開します。

(再開時間：10時10分)

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員 入場)

もう少し休憩をします。

10分間休憩します。

(休憩時間：10時11分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時12分)

7番、田島毅三夫君に報告します。

先ほど、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案に対する懲罰特別委員会が設置され、本日ただちに審査することにな

りましたので、報告をいたします。

ここで、懲罰特別委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、午後 1 時です。

(休憩時間：10 時 13 分)

(懲罰特別委員会開催)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13 時 00 分)

先ほどの、懲罰特別委員会の書類の作成が、まだでき上がっておりませんので、申し訳ないですが、もう 1 時間休憩をして 2 時から始めたいと思います。

(休憩時間：13 時 00 分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：14 時 01 分)

追加日程第 1、発議第 1 号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議についての件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、7 番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(田島議員 退場)

ここで、本件動議の取扱いについて、お諮りいたします。

令和元年 11 月 28 日、議員全員協議会で決定した、申し合わせ事項のとおり、委員長報告ののち、文書による一身上の弁明の申し出があれば、議会で諮り、弁明の許可を決定する。委員長に対する質疑を行う。討論を行う。採決は、起立により行う。

<p>懲罰特別委員会委員長</p>	<p>なお、弁明については、20分間の制限時間を設ける。</p> <p>以上のおりで、ご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>それでは、本件について、懲罰特別委員会からの報告を求めます。</p> <p>今宮懲罰特別委員会委員長。</p> <p>(今宮 裕明懲罰特別委員長)</p> <p>令和2年6月25日付けで、本委員会に付託された、田島毅三夫君に対する懲罰の件について、審査結果をご報告いたします。</p> <p>お手元の委員会審査報告書をご覧ください。</p> <p>本委員会は、令和2年6月25日付けで、提出者の高島俊彦議員をはじめ、賛成者5名の連署により、田島毅三夫議員に対する懲罰動議が提出され、議長指名で懲罰特別委員会を設置し、同日に6名で構成する同委員会を招集し、委員長に私、今宮裕明、副委員長に武山裕一議員が選任されました。</p> <p>次に、本委員会における、審査の経過について、概要を説明いたします。</p> <p>東洋町議会議員田島毅三夫君は、本会議の一般質問の通告において、過去に裁判で決着し、議会において懲罰を受けた件などを、再質問することは、田島議員自身を正当化しようとするものである。このことは、議会及び委員会を冒瀆するものであり、議会会議規則第102条、品位の尊重に抵触すると思われる行為であります。</p> <p>そして、懲罰動議が提出されました。</p>
-------------------	---

懲罰特別委員会では、田島毅三夫議員提出の一般質問通告書が、規則に抵触するかについて、審査しました。

審査の結果、田島毅三夫議員の一般質問通告書は、議会会議規則第102条、品位の尊重に抵触し、懲罰事由にあたることを確認しました。

その詳細につきましては、報告書の2ページから4ページをご参照ください。

簡潔に説明いたしますと、一般質問の中に、嘘を言う職員に、このおなごはもうと叱った私の発言を、町長は事実確認もせず、議員資質に欠ける恥ずべき言葉だ。本日ただちに措置せよと、議会に要請、指示し、それによって出席停止や8か月間以上の除名処分にされたとする文言を入れ、一般質問で行おうとしていました。

このことは、特別委員会を冒瀆するものであり、我々特別委員会として、何日もかけて双方の意見を聞き、最終的に結論を出しました。

それを、町長の指示によって懲罰を科したような文言を、知らない人が聞けば、町長に言われたから懲罰を科したように聞き取れます。これでは全く反省の色がない。

町長は、倫理条例の協力をするという規定に基づいて、議会にあげたものであります。

それをまるで、議員が町長の指示で動いたように書いております。

自らが関わった倫理条例すら分かっていない。

いまだに過去に決着したことを挙げてくるのはもってのほかで、議会冒瀆甚だしい。

それと本日の議会は、コロナのことで、住民の皆さんが耳を傾けております。田島さんがこんな一般質問を出さなかったら、冒頭からコロナの質問が聞けたわけでございます。

これをそのまま放置すれば、議会は成り立ちません。

議会を混乱させることばかり、常にずっと続いております。

倫理条例とか、理解できないのでしょうか。

本当に情けなくなってきました。

過去の懲罰特別委員会の中でも、弁明もさせているにもかかわらず、毎回同じような質問をしてくるのは、議員としてあるまじき姿であります。

議員資質を疑います。

分かってもらうためにも、懲罰は必要であります。

土佐備長炭組合の質問については、特別委員会を立ち上げて、職員や本人にも聞き、また、この件は裁判でも決着をしております。

それを、まるで議長個人が関わった、マンツーマンとかいって、マンツーマンの個人指導のことも相当に議論をしました。

いまだに何回も何回も、議員がどれだけ労力を使って、委員長はじめ、委員が審査したことを、馬鹿にしております。

懲罰は、反省を求めるためのものであり、反省がないのはどうしようもありません。

このことは、議員としての節度をわきまえておらず、議会の規律に反し、議場の秩序を乱す行為であり、本町議会の品位を汚すことともなり、議会会議規則第102条、品位の尊重に抵触しているものであります。

本特別委員会では、以上のことから、田島毅三夫議員提出の一

議長

般質問通告書は、議会の品位を汚し、町民からの信頼を大きく失墜させるものとして、自らの非を認め、深く反省させるため、田島毅三夫議員に科す懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第3号の規定による、令和2年第2回定例会2日目の6月25日の1日間の出席停止とすることを、全会一致で決定しました。

以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

懲罰特別委員会からの報告が終わりました。

7番、田島毅三夫君から、本件について、一身上の弁明の申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議ありの声あり)

異議ありとの声がありました。

7番、田島毅三夫君からの一身上の弁明の申し出について、異議のある方がいます。

異議の申し立ては、東洋町議会会議規則第87条の規定により、2人以上を必要とします。

したがって、異議のある方の起立を求めます。

起立6人です。

2人以上がありましたので、異議の申し立ては成立しました。

よって、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明の申し出を許可することは、否決されました。

これより、追加日程第1、発議第1号、東洋町議会議員田島毅

三夫君に対する懲罰動議について、委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を終わります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

8番、福島登君。

(福島 登議員)

私は、田島毅三夫議員に対する懲罰に、賛成の立場から討論をいたします。

田島毅三夫議員が、本会議の一般質問の通告において、過去に裁判で決着した件や、議会において懲罰を受けた件などを再質問しようとするのは、議員として戒めの懲罰に対して、全く反省がなく、いまだ自身を正当化しようとするものであります。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策について、各議員も関係質問を準備し、住民の関心の高い、重要な議会にもかかわらず、自己中心に事実をねじ曲げ、ねじ曲げた解釈により質問を執拗に行おうとするのは、議員としての倫理や、人としての常識を疑わざるを得ないものであり、看過することはできない。

議会において、法や規則を遵守せず、自己の発言や行動による懲罰事犯を繰り返せば、出席停止や除名にいたる可能性も十分に

8番議員

議長

あり、結果的に住民が望む大切な政策の議論や、決議の場に田島議員自身が、参加できなくなることは住民に不利益になるということ、十分に、田島議員自身が理解し、謙虚な姿勢で政策の実現に臨むべきである。

このことから、今回の懲罰特別委員会が決定した懲罰を科すことに、私は賛成をいたします。

以上、議員の皆さまの賛同を求めて、私の討論といたします。

(西岡 尚宏議長)

次に、反対者の討論はありますか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありますか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、追加日程第1、発議第1号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議についてを起立により、採決します。

本件に対する委員長の報告は、7番、田島毅三夫君に1日間の出席停止の懲罰を科すこととあります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立6人です。

よって7番、田島毅三夫君に、本定例会2日目の、本日6月25日の、1日間の出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員 入場)



7番、田島毅三夫君に申し上げます。

ただいまの議決により、東洋町議会会議規則第116条の規定に基づいて、懲罰の宣告を行います。

7番、田島毅三夫君に、起立を求めます。

7番、田島毅三夫君に、本定例会2日目の、本日6月25日の1日間の出席停止の懲罰を科します。

7番、田島毅三夫君の議場からの退去を求めます。

(議席より、議長の発言あり)

退去をしてください。

(議席より、請求書の申請、請求があります。受け取ってくださいの発言あり)

退去をしてください。

(議席より、退去を求めちょうの発言あり)

(議席より、けんどこれを出しちよかんとの発言あり)

退去言うたんやき、退去をせんといけません。

言う前に出してもらわんと。

(議席より、言わんと分からんきに、ほれを言うたことに対する請求やきの発言あり)

(議席より、退去でしようの発言あり)

退去ということは、先退去ですから、退去したら出せません、  
そういうものは。

持って帰ってください。

(議席より、いかんの発言あり)

いかん言うてもいけません。

(議席より、133条の、の発言あり)

田島さん。

(議席より、懲罰処分に対する請求の発言あり)

退去言うて命じてから、そんなもの出すのはおかしいです。

(議席より、ほな、築地さん、ほんならこれをあの、の発言あり)

それやったら、退去の前に出してください。

(議席より、よっしゃ。ほなこれ当日1日間は出せるやろ。議  
会が進まんなる。わしが一旦退席して、ほんで言うの発言あり)

退去したら駄目になる。

(議席より、いや違わあ、ほやきに今言う、の発言あり)

1日間の出場停止ですので。

(議席より、出場、の発言あり)

早く退去してください。

(田島議員 退場)

日程に入ります。

日程第1、議案第28号、東洋町税条例の一部を改正することについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出された全ての議案に対し、1人30分以内、答弁時間も30分以内とし、一問一答方式で行います。

新型コロナウイルス感染症対策として、制限時間を短縮しております。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止します。

それでもなお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁

止、または議場外への退去を命じます。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質疑に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しますの発言の上、挙手を願います。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することのないよう、発言には、十分気をつけてください。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることでもあります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第28号、東洋町税条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

	<p>日程第 2、議案第 29 号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告が 1 件ありましたので、これを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分気をつけてください。</p> <p>8 番、福島登君。</p> <p>質疑を始めてください。</p>
8 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>議案第 29 号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて、次の点をお聞きをいたします。</p> <p>この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に、傷病手当を支給するための改正とお聞きをしましたが、新旧対照表の 7 ページ、第 18 条に、支給対象者を、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限るとされています。</p> <p>感染が疑われた者が、治療中に、または治療が終わった時点で、新型コロナウイルスの感染ではなかったと診断された場合の傷病手当の支給について、どのようになるのかお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池住民課長。</p>
住民課長	<p>(小池 昭平住民課長)</p>

議長

それでは、福島議員の質疑にお答えさせていただきます。

感染が疑われた者が、治療中に、または治療が終わった時点でコロナ感染症でなかった場合の傷病手当の支給についてですが、所定の手続きをとって、支給された傷病手当金につきましては、診断の結果、新型コロナウイルスに感染していなかった場合でも、労務不能と認められる期間に支給した傷病手当金は、そのまま支給することとしております。

以上でございます。

(西岡 尚宏議長)

8番、福島登君の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第29号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第30号、東洋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第30号、東洋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件を、挙手により採決します。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第31号、東洋町青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の廃止についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第31号、東洋町青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の廃止についての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第32号、東洋町体験交流施設設置及び管理条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。



<p>8 番議員</p>	<p>まず、反対者の討論はありませんか。  (議席より、なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。  (議席より、なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。  これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第 3 2 号、東洋町体験交流施設設置及び管理条例を定めることについての件を、挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 6、議案第 3 3 号、令和 2 年度東洋町一般会計補正予算第 2 号を定めることについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告が 3 件ありましたが、7 番、田島毅三夫君については、地方自治法第 1 3 5 条第 1 項第 3 号による、出席停止の懲罰が科されておりますので、質疑をすることはできません。</p> <p>8 番、福島登君。  質疑を始めてください。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>議案第 3 3 号、令和 2 年度東洋町一般会計補正予算第 2 号を定めることについて、次の点をお聞きをいたします。</p> <p>まず 1 つ目です。</p>
--------------	--

	<p>予算書20ページ、両保育園の備品購入費99万円については、説明で、新型コロナウイルス感染防止のための備品購入費とお聞きをいたしました。購入品の詳細をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(小池 昭平住民課長)</p> <p>それでは、福島議員の質疑にお答えさせていただきます。</p> <p>両保育園の備品につきましては、オゾンの強力な酸化作用で空気中の浮遊菌からドアノブなどについた付着菌まで、あらゆるウイルスや菌を分解除菌するオゾン脱臭器を、両保育園合わせて6台購入する予定にしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>(議席より、すみません、ごめんなさい、2問目がありますの発言あり)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>すみません。失礼しました。</p> <p>2つ目の質問です。</p>

	<p>予算書の25ページ、教材備品購入費、児童生徒用のタブレット端末購入費として、342万円ですか。計上されております。</p> <p>これを、校内授業のみに使用をするのか、それともですね、今後また、感染症等のための臨時休校をせざるを得ないときに、その場合のオンライン授業にも使用するのか、その辺りの詳細をお聞かせください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久教育長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>今回の補正は、文部科学省が示している、GIGAスクール構想の実現として、校内通信ネットワーク及び児童生徒1人1端末を全国一律に、各自治体へ整備する事業で、令和元年度から令和5年度までに学校の授業で使用する端末を、国の補助金を活用して導入するものです。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業や災害時においても、この端末を家庭学習として活用することにより、子どもたちの学びを保障できる環境の早期実現のために、端末整備を前倒しして行うことになりました。</p> <p>今回整備するタブレット端末は、学校の授業で使用するものですが、非常時には家庭へ持ち帰り、家庭学習でも活用できるよう、教育環境の整備を進めていきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>再問です。</p> <p>今の答弁でですね、家庭学習でも利用するという答弁がございました。</p> <p>個々の家庭ではですね、当然ネット環境があるところ、ないところさまざまあると思います。</p> <p>もし、家庭内でのオンライン授業等に、災害も利用するというお話もございましたが、個々のネットワーク、確保はどのようにされるか、再答弁をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久教育長)</p> <p>福島議員にお答えをいたします。</p> <p>今現在、児童、生徒の家庭にWi-Fiの環境が整備できているところ、小、中学校86名中67名、約78パーセントがWi-Fiの整備済みでございます。</p> <p>そのほかの家庭につきましては、ちょっとまだ未整備となっております。</p> <p>この状況についてまた今後、未整備のところは、いろいろ検討しながら、対策を考えていきたいと思っております。</p> <p>まだ具体的に、どうするかというのは、まだ決まっております。</p>

	<p>るので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>(議席より、再問ですの発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。3回目ですよ。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>やっぱりちょっとまだ。</p> <p>3回目ということで、これで終わります。</p> <p>実態的には、78パーセント、今W i - F i 整備ができちようという、これは個人が整備したんですか。うん、個人ですよ。整備という意味は、個人ですよ。整備ということをおっしゃったんで、言うたら、行政が出したのかなというふうにとりましたが、ということはこれからの施策として、</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子教育長。</p> <p>そこで返事をせんと。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>これからの施策を進めるにあたってね、そのあとの22パーセントですか、これは個人に、もう委ねるということで、理解でよろしいんですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>教育長</p>	<p>蛭子教育長。</p> <p>(蛭子 浩久教育長)</p> <p>福島議員にお答えをいたします。</p> <p>できましたら、家庭の方で対応していただきたいと思いますが、それでもやっぱり家庭の事情により、できないところがあると思います。</p> <p>そういうところは、また今後、検討をさせていただきたいと思っています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(議席より、これ以上言えんのやったらしゃあないなの発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>続いて、2番、高島俊彦君。</p> <p>質疑を始めてください。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>それでは、私の議案質疑を始めます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>一般会計補正予算、23ページの7款、商工費の14節、工事請負費の甲浦駅舎改修工事400万の補正について、町民の方も関心が高いようでございますので、駅舎屋根の改修だけか、駅舎内部も改修するのか、詳細な説明をよろしく願いいたします。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>高畠議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>平成4年3月に開通しました阿佐東線ですが、この間、甲浦駅の駅舎の大規模な改修工事は行われておらず、経年劣化による老朽化が進んでおりまして、また2020年度中には、DMVの本格的な運行も控えており、多くの利用者が見込まれているところでございます。</p> <p>今回の補正額であります、400万円の改修工事の内容としましては、駅舎屋根の全面改修と駅舎内部の天井部分、これはベニヤの張り替えになると思っておりますが、それを計画しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高畠俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>すいません。</p> <p>再問いうほどのものではないですけど、できれば、工事予定はいつ頃になるか、あくまでも予定で結構でございますので、お答えをお願いいたします。予定で結構です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

<p>総務課長</p>	<p>大坪総務課長。</p> <p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>高島議員にお答えいたします。</p> <p>今、既にですね、甲浦駅舎はですね、DMVの関係の工事があ りまして、一部駅舎の改修、復旧工事を今現在しているところ あります。</p> <p>できましたら、その工事と併せまして、発注ができるように取 り組んでまいりたいというふうに考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>まだ当てておりません。</p> <p>2番、高島俊彦君。3回目ですよ。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで私の議案質疑を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君の質疑が終わりました。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p>



次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第33号、令和2年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第34号、令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたが、7番、田島毅三夫君については、地方自治法第135条第1項第3号による出席停止の懲罰が科されておりますので、質疑はできません。

ほかに質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第34号、令和2年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第35号、令和2年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めますが、法令や規則、条例に抵触することのないよう、発言には、十分気をつけてください。

8番、福島登君。

質疑を始めてください。

(福島 登議員)

議案第35号、令和2年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、次の点をお聞きをいたします。

予算書の6ページ、青少年旅行村事業費、委託料、青少年旅行村管理委託費73万3千円について、詳細をぜひお聞きします。

(西岡 尚宏議長)

8番議員

議長

<p>産業建設課長</p>	<p>伊吹産業建設課長。</p> <p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>委託費73万3千円につきましては、白浜キャンプ場の受付業務2名分の、7月から8月までの約2か月分を計上をしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第35号、令和2年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を、挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求め</p>

ます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、閉会中の継続審査、調査の申出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。

ここで、お諮りいたします。

それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第10、一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症対策として、質問時間は、1人20分以内、答弁時間も20分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際には、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき3回まで認めますが、再問は、執行部からの答弁に対する質問といたします。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質問に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しますの発言の上、挙手を願います。

質問の通告が6名ありましたが、7番、田島毅三夫君については、地方自治法第135条第1項第3号による、出席停止の懲罰

	<p>が科されておりますので、質問することはできません。</p> <p>発言の際は、法令や規則、条例に抵触することのないよう、十分気をつけてください。</p> <p>まず、小松熙君の質問を許します。</p> <p>件名は、DMVについて聞く、ほか1件であります。</p> <p>答弁者は、町長、担当課長となっております。</p> <p>3番、小松熙君、質問を始めてください。</p>
3番議員	<p>(小松 熙議員)</p> <p>DMV車両は、3台とも何か月も前に納入されており、また、甲浦駅の工事は最終段階にきているが、阿波海南駅では工事すら行っていないように見受けるが、いつ開通するのか、見通しは立っているのか、聞きたい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>小松議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>DMVの開通の見通しについてでございますが、議員、ご承知のとおり、DMVの導入は、鉄道の維持、存続だけを目的とするものではなく、車両自体が観光資源となり、阿佐東地域の観光振興はもとより、地域活性化などさまざまな効果が期待できるものとして、2020年度の運行開始を目指し、取り組んでいるところでございます。</p> <p>ハード面では、甲浦駅のスロープ工事に続き、7月からは阿波</p>

	<p>海南駅でも信号設備の改修のほか、DMVのモードインターチェンジの施設整備に着手をする予定でございます。</p> <p>今年度におきましては、新型コロナの影響により、遅れが出始めているものの、関係者で情報共有をしながら、年度内の運行開始を目指し、ハード、ソフト両面においてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>3番、小松熙君。</p>
3番議員	<p>(小松 熙議員)</p> <p>先ほどの補正予算で、甲浦駅修復400万が可決しましたが、甲浦駅は、世界初のDMV運行の始発駅及び終着駅になるので、それに相応したリニューアルをよろしくお願いします。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>10万円の給付金については、先日の高知新聞で、高知県で一番早く給付が進んでいることを知りました。</p> <p>先日、臨時議会で可決した、町独自の店舗等経営支援事業と、海の駅出店者休業協力金の支給状況を聞きます。</p> <p>コロナウイルスが、東洋町にどのような影響を及ぼすのか、執行部の見解を聞きます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>

産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>小松議員に質問にお答えいたします。</p> <p>まず、私の方からは、支給状況についてご説明をいたします。</p> <p>まず、補助金の名称につきましては、変更をしております。</p> <p>予算書の中では、町内店舗等経営支援事業としておりましたが、補助金の名称を、経営維持臨時交付金としております。</p> <p>また、海の駅出店者休業協力金につきましても、補助金の名称を海の駅出品者休業協力金としておりますのでご了承ください。</p> <p>支給状況についてですが、経営維持臨時交付金では、対象事業者数は81件、支給見込み総額は2千万円となっております。</p> <p>対象者には、交付金の案内と申請書を送付しており、申請の受付期間を、6月15日から9月30日までとしております。</p> <p>また、6月24日現在の申請件数は33件、この内19件は6月26日支払予定となっております。</p> <p>海の駅出品者休業協力金につきましては、対象事業者数は111件、そのうち110件は、6月12日に支給済みとなっております。</p> <p>残り1件につきましても、手続きの関係により、6月16日には支払決裁済みとなり、完了をしております。</p> <p>支払総額は、323万8059円となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p>

私の方からは、コロナウイルスが、東洋町にどのような影響を及ぼすのかということでございますけれども、本町にはですね、今のところ幸いにも、感染者は出ておりませんが、全県緊急事態宣言以降、その対応に自粛要請等、本町にもさまざまな経済活動の中に影響が出てきたことはご承知のとおりでございます。

6月19日には、県外間移動も解除をされまして、段階的に経済活動や、観光事業の回復が求められている情勢となっております。

しかしながらですね、ワクチンや治療薬の開発に時間がかかると言われていた以上、当面の間は、このウイルスと付き合いながら、日常生活と経済活動を営んでいかなければならないという覚悟を持つ必要もあるという意見もあるわけでございます。

また、経済活動が大きければ大きいほど、都会と地方ですね、小規模自治体との影響が大きな格差があるということも、改めて実感されたところでございます。

東洋町では、影響からの回復、克服ということにつきましては、少しずつではあっても、日常を取り戻していっていると認識をしているところでございます。

また、今般の事態については、東京圏一極集中の構造に強い危機意識が生まれまして、人口の低密度の地方圏が再評価される、分散型の国土形成が求められるということで、志向される時代がくるとの意見も聞くところでございます。

町としても、時代の推移に敏感に対応していかなければなりませんけれども、いきなりですね、高い理想を求めるのではなくて、地方は地方なりにできることから手をつけていくという姿勢



	<p>で、国、県の経済対策を有効に取り入れながら、地方経済や社会活動の持続的な回復を図っていきまして、コロナ時代を乗り切っていかなければならないと思っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>3番、小松熙君。</p>
3番議員	<p>(小松 熙議員)</p> <p>コロナウイルスでは、世界で950万余りの感染者、死者は48万余り出ておりますが、心よりお悔やみ申し上げます。</p> <p>これは約100年前、スペイン風邪で、世界で5千万人余り、日本でも38万人余りの死者が出ておりますが、100年の医療の発達を考えれば、スペイン風邪に匹敵するウイルスだと考えます。</p> <p>我々も、コロナに負けないように、一人一人気をつけて頑張っ てまいりましょう。</p> <p>また、万一、東洋町で感染者が出た場合、他町村のような排他的な行動は慎みましょう。</p> <p>コロナにより、私の経営している会社でも減収になりますが、観光関連の企業では、私ども以上の影響を受けていると思いますので、公共の支援をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で私の質問を終わります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>3番、小松熙君の質問が終わりました。</p>

	<p>ここで、3時20分まで休憩をいたします。  (休憩時間：14時58分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。  (再開時間：15時20分)</p> <p>(議席より、議長の発言あり)</p> <p>8番、福島登君。何でしょうか。</p> <p>(福島 登議員)  休憩動議を提出します。  休憩をお願いします。  理由を述べましょうか。</p> <p>議長 (西岡 尚宏議長)  自席から、休憩動議の説明を言ってください。</p> <p>8番議員 (福島 登議員)  先ほど、本日、出席停止になった議員が議場に赴き、文書らしきものを提出したことについて、議員の皆さんと協議したいので、休憩を求めます。</p> <p>議長 (西岡 尚宏議長)  何分ですか。</p>
--	---

8 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>約 20 分、お願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいま、8 番、福島登君から 20 分の休憩動議が提出されました。</p> <p>この動議については、会議規則第 16 条の規定により、1 人以上の賛成者が必要です。</p> <p>賛成者の挙手を求めます。</p> <p>挙手、全員であります。</p> <p>ただいまの、8 番、福島登君からの 20 分間の休憩動議については、議会会議規則第 16 条の規定により、1 人以上の賛成者がありましたので、動議は成立しました。</p> <p>ここで、20 分間の休憩に入ります。</p> <p>再開は、3 時 45 分です。</p> <p>(休憩時間：15 時 22 分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：15 時 45 分)</p> <p>ここで、お諮りいたします。</p> <p>先ほどの休憩中、出席停止の処分を科した 7 番、田島毅三夫議員から、お手元に配布したとおり、懲罰処分請求書と題する文書の提出がありました。</p> <p>しかし、この請求書の内容は、所定の提出要件を満たしていないため、受理しないこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>

	<p>(議席より、異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>続いて、一般質問に戻ります。</p> <p>続いて、高島俊彦君の質問を許します。</p> <p>件名は、甲浦灯台の土地購入の件についてほか4件であります。</p> <p>答弁者は、町長、担当課長ほかとなっております。</p> <p>2番、高島俊彦君、質問を始めてください。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>それでは、私の一般質問を行います。</p> <p>答弁のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>1件目の件名は、甲浦灯台の土地購入の件について、次の点を問うという質問でございます。</p> <p>昨年の3月議会で質問した、甲浦灯台の土地購入について、購入後は、公園のように、町民の憩いの場となるよう活用したいという答弁をもらっておりますが、その後の経過報告をお聞きいたします。</p> <p>よろしく願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>高島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>甲浦灯台の購入予算につきましては、平成31年度の当初予算</p>

におきまして、予算措置をいたしたところでしたが、購入を進めるにあたりまして、この施設の所管であります海上保安庁の方で、不要な工作物の撤去作業を本年2月に完了したところです。

現在は、海上保安庁から、国有地を管理いたします、四国財務局高知財務事務所との間で移管に向けた必要な手続きを進めているところございまして、当事務所に移管されたあと、国有地等の処分に向けた諸手続が進められていくこととなります。

現段階では、国の方で、国有地売却の見通しが立っていない状況でありますので、本町の予算につきましては、不用額として処理をさせていただいているところです。

改めて購入できる環境等が整いましたら、予算措置をしてみたいと考えております。

議長

(西岡 尚宏議長)

2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦議員)

執行部の考えは、手続きができてないき、延びるというような捉え方でいいんですかね。

甲浦灯台ですよ、太平洋を見下ろす眺めは、足摺岬にも引けをとらないほど絶品なものであります。

昔のその眺めを覚えている人たちの中には、もう一度見たいと思っている人が数多くいます。

まだまだ先のことになりますね。

まずはよろしく願いいたします。答弁は結構です。

2つ目の質問に入っていきたいと思います。

	<p>2つ目の件名といたしまして、南海地震対策のための備蓄品、避難階段について、次の点を問うという質問であります。</p> <p>1つ目といたしまして、町は、備蓄倉庫に備蓄品を一覧して管理しているのか。その資料があれば、配布してもらえないかお聞きいたします。</p> <p>議員として、知っておく、どういうものを揃えているか知っておく必要があると思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>高島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>本町には備蓄倉庫としまして、生見地区防災倉庫、これは生見ヘリポート横にあります。</p> <p>次に甲浦東地区防災広場倉庫、これは甲浦大橋の付近の三谷組の事務所の空き地にあります。</p> <p>それと野根地区防災備蓄倉庫、これは名留川地区にあります。その3ヶ所を備蓄倉庫として、指定をしておるところです。</p> <p>倉庫ごとに防災資機材、医療品などの備蓄品を管理しております。また、一覧表にしたものがございますので、その資料をお渡しすることは可能でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>

<p>2 番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>2つ目の質問に入っていきます。関連の。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今の、</p>
<p>2 番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>今の1つ目の質問としては、うん、それでようございます。</p> <p>2つ目の質問。</p> <p>その備蓄品の中にはですね、賞味期限があるものもあると思うんですけど、点検をしているのかお聞きいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>高島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>これまで本町では、避難路や避難施設等のハード整備を中心に実施してきたところでありまして、食糧品などの確保に向けたソフト事業について、町として本格的な実施には、まだ至っておりません。</p> <p>現在の備蓄状況ですが、少量の食糧品、缶詰とパン、それとあと、水だけでありまして、その消費期限につきましては、防災備蓄品一覧表で管理をしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>再問ではないですけど、今、水を管理しておると言いましたわよね。</p> <p>水も少量あると。当然そこには賞味期限というのがあるはずでございませう。</p> <p>それなりに、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>高島議員。</p> <p>再問やなかったら、次になるきん、再問にせんといかんですよ。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>そうですか。</p> <p>ほな再問にいたします。</p> <p>その賞味期限が、何年か経ったら切れるというようなことになるんですけど、その場合には、現在はまだ、そういうような段階には、今の備蓄品の中にはないんですかね。</p> <p>ほんでもしあったら、そういう場合には、やり替えていくのかということも、ちょっとお聞きいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>



<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>備蓄品の状況ですけれども、缶詰では、大体消費期限が3年から5年ということになっております。</p> <p>それと、水の方では、12年間保存ができるものとなっております。まして、今後、防災訓練とか、そういったものに活用しながら、入れ替えを進めていけたらと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>3つ目の質問に入っていきます。</p> <p>避難倉庫、避難階段は現在、地区民が管理をしている状態ですが、多分に高齢者が多くなり、管理ができていないと思われるところが出てきております。</p> <p>町の考えは、今まで同様、地区民に管理をお願いしたいと考えているのかどうか。今までどおり。</p> <p>答弁をよろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>高島議員のご質問にお答えいたします。</p>

避難倉庫、避難階段につきましては、これまで防災訓練や地区のボランティア活動等を通じて管理がなされていたことと存じます。

一方で、議員ご指摘のとおり、地区住民の高齢化により、管理が困難である地区があることも承知をしているところですが、本町が防災対策として整備しました避難路は32路線、防災倉庫は40箇所と数多くあり、地区住民のご協力がなくては、それらの管理は困難であると考えております。

また、地区住民に管理していただくことにより、町への要望に関しましても、地区住民の意見が反映されやすくなると考えております。

引き続き、地区での管理をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦議員)

再問いたします。

今のことに関して、町執行部としては、今までどおり、地区民に管理をしてもらいたいということなんですけど、その代わりに、今後ますます高齢者が増え、管理が難しくなるところが多分に出てくると思います。

そういうようなときの場合にも、これから先、町の方もですね、現在はそういう考えで良いと思いますけど、そういうことも考えていかなければならないような時期が来ると思います、そのう

ちに。答弁は結構です。

3つ目の質問に入っていきたいと思います。

避難施設の感染症対策について、次の点をお聞きいたします。

1といたしまして、1しかありませんね。現在、新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急事態宣言は解除されておりますが、今後も感染症対策に取り組む必要があると思います。

もうすぐ台風シーズンに入ってきます。

このときの、災害時のですよ、台風シーズンに入ったときの災害時の避難所での感染症対策が気にかかりますが、どのような対策をとるおつもりでしょうか。

答弁をよろしく願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

高島議員のご質問にお答えいたします。

避難所での新型コロナウイルス等の感染症対策としまして、これまで同様に、各避難所へ職員を配置すること、また、避難された方には、検温、消毒、マスクの着用などをお願いするとともに感染のリスクを避けるため、三密にならないよう対策を講じてまいりたいと考えております。

また、県の補助金につきましても、新型コロナウイルス感染症対策に関する補助金メニューも追加されておりますので、必要な資機材の充実も、今後図っていきたいと考えております。

以上でございます。

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>再問ということで、結局よ、今までコロナが発生していない状態では、そういう災害時の避難場所、三密というようなことには多分になってましたわよね。</p> <p>その代わり、まだ、この現在、東洋町の感染者ゼロ。</p> <p>収束宣言が出るまで、感染者ゼロであってほしいものがあります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次の質問に入ります。4つ目の質問。</p> <p>納涼祭について、次の点を問うということでお聞きいたします。</p> <p>1つ目。緊急事態宣言が解除され、3週間余り過ぎましたが、いまだに東京都、その周辺地域では、北海道、福岡で相次ぎ感染者が確認されています。</p> <p>今年のですよね、納涼祭は開催するのか。</p> <p>開催するのであれば、国の方針に沿った方法ですのかお聞きいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p>

高島議員の質問にお答えいたします。

毎年、白浜海岸で開催の東洋町納涼祭ですが、6月18日に東洋町納涼祭実行委員会を開催いたしまして、今年の納涼祭は、国の新型コロナウイルス感染対策の基本的対処方針に基づき、中止とする決定をいたしました。

ただし、花火打ち上げのみの実施についての判断を、今後の新型コロナウイルスの感染状況や国の対処方針及びガイドラインを踏まえた上で、9月から10月頃に実行委員会で決定する予定となっております。

ちなみに、白浜海水浴場につきましては、新型コロナウイルスの感染症対策の基本方針や、ガイドラインを基に対策を講じ、例年どおり、7月1日から8月31日まで開設をする予定でございます。

ただし、コロナの感染状況によりましては、閉鎖をする場合もございます。

また、野根地区納涼祭につきましては、7月2日に実行委員会を開催する予定となっております。

以上です。

議長

(西岡 尚宏議長)

2番、高島俊彦君。

2番議員

(高島 俊彦議員)

ありがとうございました。

先ほどの、感染症対策についても言いましたが、この狭い東洋町ですね、1人でも感染者が出ればですね、それも想像のできな

	<p>いような事態になりかねません。</p> <p>できるだけ、感染症対策をよろしく願いたします。</p> <p>続いて、5つ目の質問に入っていきたいと思います。</p> <p>災害対策であります、擁壁の排水の溝、町中の側溝の蓄積物について、次の点をお聞きいたします。</p> <p>1つ目といたしまして、擁壁は県の管理と聞いておりますが、溝に溜まった蓄積物で、水が流れない状態があるんですね。</p> <p>そういうところを何箇所か聞いております。</p> <p>そういうときは、どこに連絡をすれば、県の管理と思うんですけど、どこに連絡をすればよいのでしょうか、お聞きいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>高島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>急傾斜の擁壁に附帯している側溝につきましては、県管理となりますので、安芸土木室戸事務所へ連絡をすれば対応していただけると思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p>

	<p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>同じような質問なんですけど、町中の側溝ですよ、あの横のね、道の。</p> <p>側溝に蓄積物が溜まり、中には、悪臭が出ているところもあります。</p> <p>その場合は、町の側溝の場合には、どこに連絡をすればよいのでしょうか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>高島議員にお答えいたします。</p> <p>道路側溝につきましては町管理となりますので、堆積物が溜まっている場合、産業建設課の方へご連絡をしていただけましたら、現地を確認し、緊急性等を考慮した上で、予算の範囲で除去を実施していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで、私の一般質問を終わります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>2番、高島俊彦君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、武山裕一君の質問を許します。</p>

<p>4 番議員</p>	<p>件名は、空き家を取り壊した跡地の整地についてであります。  答弁者は、町長、課長補佐ほかとなっております。  武山裕一君、質問を始めてください。</p> <p>(武山 裕一議員)</p> <p>それでは、質問させていただきます。</p> <p>空き家を取り壊した跡地の整地について、次の点を問います。  去年の3月議会に質問した、空き家を取り壊した跡地の整地について、その後の取組をお聞きします。</p> <p>取り壊した跡地にはシートをしている土地や、クラッシャーを敷きつめている土地や、何もしていない、雑草が伸び放題の土地や、不法投棄されている土地があります。</p> <p>その後も雑草が伸び放題の土地や、不法投棄をされている土地は、何も変わっていません。</p> <p>そこで、お聞きします。</p> <p>1点目は、担当課は、何か対策を講じたのかお聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(小池 昭平住民課長)</p> <p>それでは、私の方から、武山議員の質問についてお答えさせていただきます。</p> <p>平成31年の3月議会の答弁と一部重複する所がございますが、対策としましては、現状の写真と位置図を添付して、周辺住民から苦情があるため、雑草の処理をお願いする、環境整備のご</p>



	<p>協力についてという通知を送付させていただいております。</p> <p>また、不法投棄につきましては、個人の土地の場合、町としては撤去できないため、私有地の付近の町有地または町道などにですね、注意を促す看板などを設置していきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>武山裕一君。</p>
4 番議員	<p>(武山 裕一議員)</p> <p>それでは、2 点目の方に移ります。</p> <p>土地の所有者と、粘り強く連絡を取っているんでしょうか。</p> <p>それと、連絡が取れたのであれば、どういったことを話されたのか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池住民課長。</p>
住民課長	<p>(小池 昭平住民課長)</p> <p>それでは、武山議員の質問にお答えさせていただきます。</p> <p>粘り強く連絡を取ったかということなんですが、所有者が分かっていない土地とか、高齢でなかなか連絡が取れない土地もございいますが、連絡が取れた方に対しましては、土地の状況や周辺住民が困っていることなどを説明して、適切な管理をお願いするようしております。</p>

議長	<p>以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>4番、武山裕一君。</p>
4番議員	<p>(武山 裕一議員)</p> <p>努力していただいているようで、ありがとうございます。</p> <p>近隣住民は困っています。</p> <p>なんとか土地の所有者と連絡を取って、対策を取っていただくよう努力していただきたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>小池住民課長。</p>
住民課長	<p>(小池 昭平住民課長)</p> <p>それでは、武山議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。</p> <p>今後も連絡を取るよう、努力していきたいと思えますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>武山裕一君、よろしいですか。</p>
4番議員	<p>(武山 裕一議員)</p> <p>ありがとうございます。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>武山裕一君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、6番、今宮裕明君の質問を許します。</p> <p>件名は、小中学校と保育園のコロナ対策についてほか2件であります。</p> <p>答弁者は、町長、教育長、担当課長ほかとなっております。</p> <p>6番、今宮裕明君、質問を始めてください。</p>
6番議員	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>私の方からは、3件ほど質問をいたします。</p> <p>再問はいたしませんので、答弁の方は、簡潔に分かりやすく願いたいものでございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>1つ目の件名として、小、中学校と保育園のコロナ対策について、次の点をお聞きをします。</p> <p>1として、文部科学省が作成しました、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式とはどのようなものか。</p> <p>また、本町小、中学校における衛生管理をどのように進めるのかお聞きをします。</p> <p>2番として、保育園における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理をどのように進めるのかお聞きをします。</p> <p>3番として、今年度の各種行事や部活動について、どのように進めるのか小、中学校、保育園ともにお聞きをします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

教育長

蛭子教育長。

(蛭子 浩久教育長)

私の方から、今宮議員の、1の質問と3の質問の小、中学校についての部分でお答えをいたしたいと思います。

1つ目、新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められる状況の中でも、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染症及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。

文部科学省は、新型コロナウイルス感染症に対応した持続可能な学校運営のためのガイドラインを示し、それに基づき学校の衛生管理に関する、より具体的な事項について学校の参考となるよう作成されたものが、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルとなっております。

内容としましては、学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策、感染症が広がった場合における対応などが記載されております。

新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は、国内外においても、まれであり、小児年齢の発生割合、重症割合ともに小さいとされております。

しかし、この感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在していません。

国内外の感染状況を見据えると、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

このため、本町の小、中学校においても、3つの密を徹底的に

避ける、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染対策を継続する、新しい生活様式を導入し、感染やその拡大リスクを、可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことに重点を置いて取り組んでいきたいと考えております。

次に、3番目の各種行事や部活についての小、中学校の対応についてです。

今年度の主な行事の一つに、運動会があります。

近年実施している運動会は、保育園、小学校、中学校、保護者、地域の皆さんが一緒になって盛り上げていく、地域ぐるみの運動会となっているところですが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって、例年どおりの開催が難しい状況になってきております。

現段階では、規模と時間を縮小して、9月の12日に野根、甲浦ともに実施する予定となっておりますが、詳細については、今後検討をすることにしております。

その他の学校行事につきましても、感染状況等を踏まえ、実施するかどうか、学校関係者で協議して決めることとなります。

中学校の部活動につきましては、新型コロナウイルス感染症予防として、国や県のガイドラインに沿って対策を講じながら、現在実施しているところですが、今後も感染症予防対策を徹底して、部活動を継続していきたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

(西岡 尚宏議長)

小池住民課長。

議長

住民課長

(小池 昭平住民課長)

それでは、私の方から、2番目の保育園における、新型コロナウイルス感染症に関する件につきまして、答弁させていただきます。

保育園における、新型コロナウイルスの衛生管理ですが、職員並びに園児には、保育園に来る前に自宅で検温をしてもらい、登園後も検温を実施しております。

また、園内に消毒液を設置し、職員、園児ともに消毒回数や手洗いを以前より増やして、その徹底をしております。

その他の衛生管理としましては、今回の補正予算で計上させていただいております、両保育園にオゾン脱臭器を購入する予定にしております。

続きまして、3番目の質問ですが、保育園の行事について、私の方からご答弁させていただきます。

直近の行事ですが、7月に両保育園で行われます、まず甲浦保育園ですが、夕涼み会につきましては、従来と方法を変えて、家族だけの参加にし、来場者には、職員が付いて消毒をするとともに、マスクの着用を呼びかけるようにしております。

また、銀杏保育園の方は、地域の方たちも一緒に参加して地域で取り組んでいる関係から、今のところ、延期する予定としております。

それ以外の行事につきましては、今後、コロナウイルスの感染状況を見ながら、その都度検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>6番、今宮裕明君。</p>
6番議員	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>2件目といたしまして、民泊教育旅行について、次の点をお聞きをします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が解除されましたが、今年度の民泊の受入れについて、お聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>長崎副町長。</p>
副町長	<p>(長崎 正仁副町長)</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>今年度、本町の方では、5月から7月にかけて、大阪市から3校209名の教育旅行における民泊の受入れの方が決まっておりましたけれども、今年度におきましては、受入れは、残念ながら停止ということに決まっております。</p> <p>こちらの決定につきましては、民泊受入主体となります、一般社団法人東部観光協議会におきまして、田舎生活体験を伴います、民泊での受入れに関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況、また、受入登録家庭への健康と安全を第一に考慮しました結果、致し方なく受入困難という結論に至っております。</p> <p>受入登録家庭の皆さま方には、受入れを楽しみにしておられました反面、新型コロナウイルス感染症の不安もあったかと思われましても、次年度以降の受入れの再開の際には、またご協力いた</p>

議長	<p>だきますようお願いしたいと思います。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>6番、今宮裕明君。</p>
6番議員	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>それでは、最後の質問をさせていただきます。</p> <p>3つ目といたしまして、集落支援員について、次の点をお聞きをいたします。</p> <p>1として、会計年度任用職員として、6月から雇用されました集落支援員は、主にどのような活動を行うのか、お聞きをいたします。</p> <p>また、2番目として、集落支援員に期待することは、どのようなことでしょうか。お聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>今宮議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>集落支援員の活動の内容についてでございます。</p> <p>集落支援員は、甲浦集落活動センターなぎ協議会の事務局を担う職員として6月に採用をしたところでございます。</p> <p>本協議会は、昨年8月に、設立総会を終えておりまして、甲浦地区の住民が、地域の自然や伝統を守りながら安心して暮らせる地域、人が集い元気で輝き続ける地域づくりを図ることを目的</p>



としております。

集落支援員の活動は、地域住民の方々が主体となって活動を進めるにあたり、拠点となる施設完成後に備え、防災関係やイベントなど、事業計画に基づいた活動に加えまして、既に各地域で取り組んでおられます、地域の支え合い活動のサポート、また将来的な経済活動の運営に向けた活動までを考えております。

次に、集落活動支援員に期待をすることでございます。

集落支援員の活動は、業務、活動が多岐にわたる訳ですが、なぎ協議会が目指すところは、まずは、できそうなことから取り組む、支え合い、その後の可能性として観光、移住、地産外商などを活動の方針としているところです。

支援員には、本協議会はもとより、県、町及び近隣の集落との連携を図り、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域で取り組む仕組みづくりの調整役として、また、地域づくりの推進役として期待をしているところでございます。

以上でございます。

(議席より、終わりますの発言あり)

(西岡 尚宏議長)

今宮裕明君の質問が終わりました。

続いて、8番、福島登君の質問を許します。

件名は、野根川再生計画及び徳島県海陽町と高知県東洋町との連携事業について、ほか1件であります。

答弁者は、町長ほか、となっております。

8番、福島登君、質問を始めてください。

議長

<p>8 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>野根川再生計画及び徳島県海陽町と高知県東洋町との連携事業について、次の点をお聞きをいたします。</p> <p>まず1つ目に、野根川再生計画及び南四国地域活性化プロジェクト、徳島県海陽町と高知県東洋町との連携の、特に海外都市、南フランスバスク地方、ニープ川と南四国アイランド、野根川との姉妹川提携と、韓国のLCCが候補に挙がる、高知、徳島空港LCC誘致の取組について、現在のコロナの現状を踏まえて、まずは、この事業の必要性をお聞きをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>野根川再生計画と、海陽町及び本町との連携事業として進めております南四国地域活性化プロジェクトは、特にインバウンド対策に重点をおいた事業展開を計画しているところですが、新型コロナウイルスの影響を受け、日本のみならず、海外にも大きく影響を及ぼしており、その収束が見通せない中での取り組みとなっております。</p> <p>このような状況下ではございますが、インバウンド獲得に向けた取組としまして、姉妹川計画では、フランスのバスク地方との交流を、LCCの誘致、これは南四国をひとつのエリアと捉え、高知と徳島の間を周遊し、通過点から滞在できるような仕組みづ</p>

	<p>くりを目指しているところです。</p> <p>2町だけで誘致を成し遂げられるものではないと認識しております。徳島、高知両県を巻き込み、南四国の地域活性化の取組として進めてまいりたいと考えておるところです。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>
	<p>8番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>再問します。</p> <p>まず、今お聞きしたところによると、この計画は今のところ、そのまま継続していくということでお聞きをいたしました。</p> <p>このコロナの現状で、本当に必要なのかなというのは皆さん思われちゃうところでもあると思うんです。</p> <p>そうですね、海外もコロナの現状が、ヨーロッパ、酷いところもあると思うんですが、本当に必要というふうに考えちゃいますかね。</p> <p>そのあたりをもう一度、ご答弁をいただきたいんですけど、どうでしょうかね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>この事業はですね、地方創生交付金ということで、活用した事</p>

	<p>業計画でございまして、内閣府から承認をいただいているところでございまして、新たなですね、取組としてですね、現状では、見直していかざるを得ないというふうには考えております。</p> <p>コロナ収束後に向けまして、国も県も観光策の回復に、今力を入れていこうとしているところでございまして、県も予算編成をしているところでございます。</p> <p>そのような流れの中で、当然、この事業も必要になってくるのではないかなと想定もしておりまして、今後は、県職員、県議、国会議員も含めまして、推進していくこととしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>関係して、2つ目の質問に移ります。</p> <p>この一連の、今年度予算の執行状況と、今後の、今年度以降の計画について、お聞きをいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>今年度の事業の執行状況でございまして、野根川再生計画では、野根川とフランスのバスク地方の河川、これはニーヴ川にな</p>

	<p>りますが、との姉妹川計画を進めているところでありまして、まずは、産品の交流から取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>次に鴨田堰の左岸側の魚道の改修計画を予定しておりまして、河川管理者との協議、渇水期を利用して、改修を進めていくこととしております。</p> <p>海陽町との連携事業では、担当者レベルで数回、打ち合わせを終えておりまして、7月中には協議会を立ち上げ、この協議会を中心に事業計画に基づき、南四国エリアの地域活性化に向けた取組を進めていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
8番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>すみません、再問になります。</p> <p>今年度予算、確か1200万だったと思うんです。</p> <p>それで、頭首工が600万だったと思うんですが、この計画がまだ続くということで、いつまで続くのかと、それと、今考えと、その続く予算、見積もりみたいなものはあるんですか。どうでしょうかね、その辺りあれば、いつまで続くのかと、その辺りの予算のことをちょっとお聞きしたいが、いかがですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>

<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>再問にお答えいたします。</p> <p>この事業は、推進交付金ということで、国の補助事業を活用しているところでございます。</p> <p>本年度は、その計画の2年目ということになっておりまして、計画自体は令和3年、もう1年計画を予定しているところでございます。</p> <p>事業費につきましては、海陽町との連携事業を含めまして、予定事業費は、3500万円の計画としております。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>それでは、3つ目の質問に移ります。</p> <p>先ほどのご答弁で、今年が2年目で、来年1年あるということで、3500万という事業予算も計画されているということで、</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>再々問ですか。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>いやいや、それを前提に、3つ目の質問に移ります。よろしいですか議長。かまんですか。</p> <p>それを前提にですね、3つ目の質問として、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための、新しい生活様式を取り入れた地域</p>

<p>議長</p>	<p>産業や、観光を考える新たな取組を関係者と協議してですね、この事業の一部を見直して、新たな事業に今後の予算を活用するという考えはないでしょうか。</p> <p>国も嚙んどう事業でしょうけど、必要性、本当に、あるということでお聞きしましたが、一部でもですね、今後のコロナ対策に関する観光などの事業に、取り入れたらどうかという私の質問です。</p> <p>お答えをよろしくお願いします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>野根川再生計画及び海陽町との連携事業につきましては、地方創生推進交付金の採択にあたりまして、実施計画書を内閣府に提出し、有識者会議の中で審査を受け、交付決定がなされております。</p> <p>本町としましても、この計画書を新型コロナに対応した事業計画に変更はできないものと判断をいたしております。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>計画、変わらないということで、十分に今後精査しながらです</p>

ね、成果を得られるような事業にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

2つ目の質問に移ります。

飲食店や宿泊施設などの新型コロナウイルス感染症予防について、次の点をお聞きをいたします。

緊急事態宣言が解除をされましたが、東京都や周辺の地域、また北海道や福岡県などでは新たな感染が確認され、ここ何日かは、東京都ではかなり増えているような現状がありましてですね、いまだに感染者が出ているこの現状の中で、この夏、本町に訪れる都会の方も、例年以上に増えると予想されております。

このようなことから、町内の飲食店や、宿泊施設などの新型コロナウイルス感染症予防が、かなり気にかかっております。

町として、どのような対応を考えているのかお聞きをいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

小池住民課長。

住民課長

(小池 昭平住民課長)

それでは私の方から、新型コロナウイルスに関する感染予防について、お答えさせていただきます。

まずはじめにですね、飲食店についてですが、5月26日に高知県より、営業を行う際には、来店者と従業員にマスクを着用してもらうようにする。

来店者、従業員には、手洗いまたは手指消毒のお願いと店舗入口に消毒液の設置、客席間の距離を1メートル以上保つこと、保



てない場合はビニールなどで仕切ること、可能な限り換気と、人が接触する部分の適時の消毒。

以上のような感染対策を講じていただくようお願いいたします  
ということが出されております。

また、宿泊施設につきましては、5月14日に、日本ホテル協会から出されていますガイドラインでは、換気の徹底、接触感染の予防、飛沫感染の予防、感染拡大予防に向けた宿泊客への対応などが示されておりますので、この7月に予定されております食品衛生指導の時にも、指導員さんと一緒にそのようなことを啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

(議席より、以上ですの発言あり)

議長

(西岡 尚宏議長)

福島登君の質問が終わりました。

(議席より、はいの発言、挙手あり)

2番、高島俊彦君。何でしょうか。

2番議員

(高島 俊彦議員)

ここでいいんですね。

議長

(西岡 尚宏議長)

自席からでいいです。

<p>2 番議員</p>	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>東洋町議会田島毅三夫君に対する懲罰動議を提出したいと思っています。</p> <p>(議席より、理由の発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>どのような動議ですか。</p> <p>高畠俊彦君、そういう時は、まず先に、動議を提出します言うてから言うてもらわんと。</p> <p>飛び抜かしたら困りますんで。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>すいません。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>自席でかまいませんので、理由を述べてください。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>これ立てって言うんですかね。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いえ、座ってで結構です。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>(高畠 俊彦議員)</p>

議長

それでは提出理由を説明いたします。

東洋町議会議員田島毅三夫君は、本日の議会において、出席停止1日の懲罰の宣告を受けたにもかかわらず、議長に対して勝手な言動を行い、議場への出入りも行った。

これらは、東洋町議会会議規則第102条の品位の尊重に抵触すると思われる行為であります。

よって、規律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするため、田島毅三夫議員の懲罰が必要であると考え、賛成議員とともに、田島毅三夫議員の懲罰動議を提出するものであります。

(西岡 尚宏議長)

一旦、休憩します。

(休憩時間：16時43分)

再開します。

(再開時間：16時45分)

ただいま、2番、高島俊彦君から、地方自治法第134条第1項によって、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案が提出されました。

この懲罰動議は、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項により、所定の賛成者がおりますので、成立しています。

ここで、休憩に入ります。

(休憩時間：16時45分)

(動議のコピー、配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：16時50分)

ただいま、お手元に配布したとおり、発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議についてを日程に追加し、追加日程第2として、ただちに議題とすることについて、採決します。

発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議を日程に追加し、追加日程第2として、ただちに議題とすることに、賛成の方の挙手を願います。

挙手全員であります。

よって、発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議についてを日程に追加し、追加日程第2としてただちに議題とすることは、可決されました。

ここで、休憩に入ります。

(休憩時間：16時51分)

(追加日程表配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：16時52分)

これより、追加日程第2、発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、本来であれば、7番、田島毅三夫君の退場を求めるところではありますが、出席停止の処分を科されておりますので、議場にはおりません。

	<p>令和元年11月28日、議員全員協議会で決定した、申し合わせ事項のとおり、提出者からの説明ののち、文書による一身上の弁明の申し出があれば議会で諮り、弁明の許可の決定をする。提出者に対する質疑を行う。</p> <p>なお、弁明については、20分間の制限時間を設ける。</p> <p>以上のとおりであります。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>2番、高島俊彦君。</p> <p>(高島 俊彦議員)</p> <p>自席で良いですかね。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それはいかん、ここへこんど。</p> <p>(高島 俊彦議員)</p> <p>分かりました。</p> <p>それでは提出理由を説明いたします。</p> <p>東洋町議会議員田島毅三夫君は、本日の議会において、出席停止1日の懲罰の宣告を受けたにもかかわらず、議長に対して勝手な行動を行い、議場への出入りも行った。</p> <p>これらは、東洋町議会会議規則第102条の品位の尊重に抵触すると思われる行為である。</p> <p>よって、規律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするため、田島毅三夫議員の懲罰が必要であると考え、賛成議員とともに、田島毅三夫議員の懲罰動議を提出するものであります。</p>
--	--

議長

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

本件については、7番、田島毅三夫君は出席停止であり、弁明の機会を与えることができません。

これより、発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6名の委員で構成する、懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して審査することにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております委員案の名簿のとおり、2番、高畠俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正

路君、6番、今宮裕明君、8番、福島登君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、正副委員長の互選を行ってください。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長の互選をすることになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、議長に提出してください。

ここで、お諮りいたします。

ただいま設置されました、発議第2号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議における懲罰特別委員会の審査につきましては、閉会中の継続審査、調査に付すことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

これで、令和2年第2回東洋町議会定例会を閉会します。

これにて、議会放送を終了いたします。

	<p>どうもお疲れさまでございました。</p>
--	-------------------------

(閉会時間：16時59分)